

# 株式会社アイモバイル 定款

2010年6月2日	変	更
2010年9月29日	変	更
2010年5月1日	変	更
2012年9月25日	変	更
2014年5月23日	変	更
2014年9月16日	変	更
2015年1月20日	変	更
2015年7月15日	変	更
2015年10月27日	変	更
2015年12月15日	変	更
2019年10月25日	変	更
2021年10月22日	変	更
2023年11月1日	変	更

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社アイモバイルと称し、英文ではi-mobile Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告コンサルティング業務
2. コンピューターソフトウェアの企画、開発及び製作
3. インターネットを利用した通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
4. 情報通信並びにインターネット関連事業への投資に関する業務
5. 投資業務及びその仲介業務
6. 総合広告代理店業務、広告全般のプランニング
7. リサーチ関連業務
8. 物品販売業
9. インターネットを利用した広告配信事業
10. インターネットを利用して行う各種広告の企画、立案及び製作
11. 各種コンサルティング業務
12. 有料職業紹介事業
13. 労働者派遣事業
14. 人材の募集に関する情報の収集及び提供
15. 人材育成のための教育及びカウンセリング事業
16. 人材の採用及び雇用に関するコンサルティング業務
17. 各種イベント、セミナーの企画、運営
18. 自治体の地域活性化事業に関するコンサルティング及び情報収集、提供業務
19. 損害保険代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
20. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介業務

21. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
22. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業
23. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、174,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

1. 会社法第189条2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年10月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会資料の電子提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置を取る事項のうち、法務省令で定めるものの全てについて、基準日までに会社法325条の5に定める書面交付請求をした株主に対し交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の監査等委員でない取締役は、7名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
- ③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

- ⑤ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑥ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第19条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 前2項の定めに関わらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年1月31日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。



(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金に利息はつけないものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 2021年10月22日付の定款第14条の修正は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに定める施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

② 前項の規定に関わらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催される株主総会については、修正前の第14条がなお適用されるものとする。

③ 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されるものとする。

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第2条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。